

# 建設水道常任委員会

平成21年2月18日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎飯高 昭二	○宮崎 和彦	吉野 俊明
紀 良治	西谷 剛周	浦野 圭司

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	都 市 建 設 部 長	清水 建也
建 設 課 長	加藤 保幸	同 課 長 補 佐	角井 敏文
観 光 産 業 課 長	川端 伸和	同 課 長 補 佐	井上 究
都 市 整 備 課 長	藤川 岳志	都 市 整 備 課 参 事	今西 弘至
同 課 長 補 佐	井上 貴至	上 下 水 道 部 長	谷口 裕司
上 水 道 課 長	佃田 眞規	下 水 道 課 長 補 佐	上田 俊雄

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
-------------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）

署名委員 吉野委員、 紀委員

委員長 皆さんおはようございます。

全委員出席されておりますのでただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、吉野委員、紀委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 継続審査、（1）都市基盤整備事業に関するることについて、①公共下水道事業に関するることについてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

谷口上下水道部長。

上下水道 部長 それでは、継続審査におけます都市基盤整備に関するることについての公共下水道事業に関するることについて、ご報告させていただきます。

まずお手元の資料1-1をご覧くださいませでしょうか。本年度、進めております工事の進捗状況でございます。

まず、継続事業として進めておりました図中竜田川沿いの青色路線、神南汚水幹線につきまして、以前の委員会でもご報告させていただいておりますが、昨年6月に完了いたしております。

次に、龍田西汚水幹線工事、図中赤色路線につきましては、平成21年1月末に完了いたしております。同じく、継続事業として神南3

丁目から5丁目地内で施工を進めております2工区-1工事、図中黄色路線につきまして、現在、シールド機械の掘進作業を進めており、進捗率といたしましては約40%という状況でございます。

次に、平成19年度の繰越事業として進めておりました興留1丁目地内14工区-7工事、図中ピンク色路線、そして、服部1丁目地内11工区-6工事、図中緑色路線に加え、平成20年度事業でございます神南3丁目地内2工区-2工事、図中うす紫色路線及び龍田2丁目地内4工区-3工事、図中オレンジ色路線、そして、阿波2丁目地内16工区-3工事、図中うす黄色路線、小吉田1丁目地内3工区-3工事、図中茶色路線につきましては、すべて完了いたしております。

次に、興留1丁目地内14工区-8工事、図中青色路線及び、龍田西6丁目地内1工区-10工事、図中紫色路線でございますが、それぞれ管渠埋設工事を進めている状況で、進捗率といたしましては約80%~90%というところでございます。

なお、龍田3丁目地内4工区-2工事、図中黄緑色路線及び興留9丁目地内19工区-5工事、図中水色路線につきましては、それぞれ進捗率50%という状況でございます。

以上、本年度発注いたしております面整備工事の進捗状況でございますが、すべて年度末には完了できるよう順調に作業が進められている状況でございます。

続きまして、お手元の資料1-2をご覧くださいませでしょうか。

平成21年1月31日現在の接続に関する状況でございます。

申請受付件数が1,674件、検査済み件数が1,645件、融資あっせん利用総数につきましては30件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が20件でございます。なお利用戸数につきましては、1,904戸という状況でございます。

次に、お手元資料1-3をご覧くださいませでしょうか。

平成21年度に整備を計画いたしております区域でございます。

まず、神南3丁目から5丁目地内がございます2工区-1工事、図中黄色路線につきましては、平成21年度におきましても継続事業と

して取り組んでまいります路線で、平成21年12月中旬に完成する予定でございます。

次に、面的整備でございます。

平成20年度に引き続き龍田2丁目、龍田西6丁目、神南3丁目、神南4丁目、神南5丁目、興留9丁目区域の整備を進めると共に興留1丁目、龍田南2丁目区域の整備に着手してまいりたいと考えております。

なお、後ほど各課報告事項でございます平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）におきましてご説明をさせていただきますが、龍田2丁目地内4工区-4工事、図中カキ色路線及び神南3丁目地内2工区-5工事、図中青色路線につきましては、工事請負費で繰越明許のお願いをし、先行して年度内に発注を進めてまいります予定でございます。

今後も、更に公共下水道の整備拡大及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上が継続審査でございます、都市基盤整備に関することについての公共下水道に関するご報告とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
浦野委員。

浦野委員 公共下水道進めてる区域の報告をいつもいただくわけなんですけども、遅れてる区域に対してどのような考え方を持ってらっしゃるのか報告は一切聞いてないんですけども。計画図面見ますと、全然計画の中にもない区域もありまして、やはり町全体が公平に公共下水道工事が進む形が一番望ましいわけなんですけども、遅れてる区域に関してはどのようなお考えなのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

上下水道部長 事業の遅れてる区域といいますか、まず事業認可区域につきましては、年度ごとに順次整備を進めていきたいと考えております。ただし

認可区域、今後拡大していく区域、現在認可区域に入っていない区域につきましては、全国的にも現段階、従来の拡大の考え方ということではなしに、従来、考え方では人口増加とか都市活動の増大というような前提で色んな手法提示されておりましたけども、今後この区域の認可を拡大することによって、事業を進めて、入ってくる区域ということが一番大事だと思います。そういうことにつきましては、今後ともその地域、地区の状況等見据える中で区域に選定していきまして、我々としたしましても、やはり効果、その整備効果が得られる、効果的に整備ができる区域を選定して、順次、拡大、整備拡大、事業を進めていくよう努力していきたいと考えております。

委員長 他にございませんでしょうか。  
西谷委員。

西谷委員 今と、ちょっと関連するんですがね。今、全国的に見たら公共下水道によって事業破綻きたすってというような記事に載っている中で、私は人口密度の高いところについては、下水道で処理するっていう方法もあるやろうけど。例えばその離れているところについては、やっぱりその合併浄化槽で十分機能は果たせるし、仮にそういうところ、山間、中かんさんの地域では、水質浄化のためには莫大な投資のする下水道よりも、個々の合併浄化槽で処理する方が格段に費用も安くできるという方法を、最近見直されているように新聞記事でも見るんですが、その辺のところですね、明らかに斑鳩町内の中では白石畑、三井、岡本みたいな部分とか、あるいは離れている部分で建物として集約されていない地域については、私はそういう方法も検討、すべて下水道一本でするっていうよりは、私は考えるべきやないのかなと思うんです。ていうのは、そうすることによってその事業費とかはすべて下水道料金に関わってくるわけですから、その辺のところは、将来を見通してどのように考えておられるのかっていうことと、実際公共下水道ですると、合併浄化槽で仮にやったとして、どれぐらいのそ

の事業費に差があるのかっていうのを検討されたことがあるのか、その辺をちょっと聞かせていただけますか。

上下水道  
部長

いま西谷委員おっしゃられております件につきましては、やはり全国的にもやはりそういう手法の考え方っていうのが提示されているのは事実でございます。その中で我々といたしましても、先ほど説明させていただきました中でもありましたけども、投資効果、事業効果の得られるような区域を公共下水道で攻めていくというふうな方法が一番大事だとは考えております。その中で、現在下水道の将来像につきましては、やはりもともと下水道といいますのはやはり一番水質を確保できる事業だという考えから、できる限り下水にしていきたいという考えでございます。そうした中でも、やはり費用対効果を得られる区域をやはり天秤に掛けた中で、区域を選定していかなければならないという風なんも、国の方から指示はいただいております状況であるということでご理解いただきたいと思います。事業費につきましては、合併浄化槽の整備費用と一応公共下水道の整備費用、それと農業集落配水の整備費用についての比較というのは、以前3省の関係で提示はされました。われわれもそのあたり一応研究はしております、確かに。ただ、その考え方につきましては、各個人が管理する合併浄化槽と、コミプラですね、集団的な合併浄化槽、要するに農集配みたいなものですけども、そういったもの、それと公共下水道という考え方になりますけども、やはり事業を進めていく中では、合併浄化槽は費用的には安くすみます。しかし将来的に個人にかかってくる維持管理につきましては、公共下水道の方が安いと、費用的には安くすむということですね、維持管理ですね、各個人の工事が終わってからの話です。そういうデータは得られております。ちょっと具体的な数字につきましては現段階、今お持ちしておりませんので、説明はできませんけども、比較とすればそういうふうなデータは得ております。以上です。

西谷委員

私が調べたところ若干ちょっとニュアンスが違うんで、次の3月議

会ぐらいまでに、具体的なそういうもし提示ができるのであれば、公共下水道でやった場合には、だいたい1戸あたりどれぐらいの工費も本管工事も含めですね、どれぐらいかかんのか、あるいは集落ごとの農業関係の事業による部分でやったら大体どれぐらい、あるいは合併浄化槽やったらどれぐらいみたいな部分で出してもらえると比較がしやすいと思いますんで、3月議会の委員会までに、ちょっと、時にでも結構ですんでちょっと調べてください。

上下水道  
部長

現在手持ち、若干ちょっとその資料説明させていただいてよろしいですか。今ありましたので。まず、環境省、国土交通省、農林水産省、この3省がございます。これ環境省いいますのは合併浄化槽、国土交通省いうのは公共下水道、そして農林水産省いいますのは農業集落配水設備ですね。まず、合併浄化槽の場合は一応平均的な数字として出されておりますのが、建設費に関しましてはだいたい5人槽としましては1件あたり85万程度、そして国土交通省としますと、だいたいメーターあたり7万5千円、管渠延長ですね、メーターあたり7万5千円。そして農林水産省であります農業集落配水関係につきましては、細かいデータになりますねんけども、大体平均しますと管路施設で57万円かける延長ですね、いうことになっております。これはもちろん施設の建設も含めた費用になっておりますので。そして、今後、維持管理に関しましては合併浄化増ですと、5人槽ですと、年間あたり6万5千円、1件あたりという計算です。そして、もし処理場を持っておるのであれば、斑鳩の場合は処理場はございませんので、管渠の場合、メーターあたり年間80円の維持管理費ということになってきます。そして農業集落配水になりますけども、これは年間メーターあたり18円というデータを得ております。そして、各種経済比較の際に参考となる年数というデータといたしまして、各省法令にいきまして、環境省の合併浄化槽であれば平均7年、そして公共下水道事業であれば、管渠であれば平均50年、農林省の農業集落配水であれば平均50年という施設の減価償却ですね、データを得ておりま

す。そして、施設の使用の実績といたしましては、合併浄化槽になりますと、機器の設備自身は7年から15年程度という実績を得ておりまして、公共下水道の場合はだいたい管渠の場合、50年から120年程度というデーターを得ております。そして農林水産省におきます農業集落配水につきましても、管渠につきましては50年から120年というデーターを得ているということでございます。以上です。

西谷委員　今聞く中で、その減価償却ちゅうことですか、7年から15年っていうふうに、それぐらいしか要は設備がもたへんという考え方なんですかね。

上下水道部長　施設の使用実績として機器の設備類に関しましては、7年から15年ですね。駆体といたしましては、コンクリート構造物で例えば立派な合併浄化槽ありますね、そういうようなものであれば30年というデーターですね。

西谷委員　今、聞く中で個々の管当りの7万5千円とかちゅう部分があるんで、まあ言葉で聞くだけではなかなかわからないんで、あとでちょっと表にさせていただきますか。それで結構です。

委員長　他にございませんでしょうか。

(　　な　　し　　)

委員長　これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。　藤川都市整備課長。



都市整備  
課長

それでは継続審査の②でございます、都市計画道路の整備促進に関する  
ことについて、報告をさせていただきます。

まずはじめに、いかるがパークウェイについて報告させていただきます。  
まず、現在稲葉車瀬区間で進められております、岩瀬橋下部工  
事につきましては、順調に今進んでいるところでございますが、迂回  
路の確保、橋台付近の一部追加工事等が生じたことから、3月末  
まで工期を延長して工事を進める予定であると聞いております。

また、現在、岩瀬橋の上部工事、40mのコンクリート桁を架設す  
る工事でございますが、この発注手続きが進められております。請負  
業者が決まりましたら、次回の委員会に概要とともに報告をさせてい  
ただきたいと思っておりますので、よろしくご理解賜りたいと思いま  
す。

また、稲葉車瀬区間の東側約半分で概ね道路の形を造る工事ござ  
います、稲葉車瀬地区改良工事、延長が331mでございますが、こ  
れにつきましては、今月中に国の方で入札が行なわれるという予定で  
あると聞いております。

次に、竜田川から三室交差点間の道路構造につきまして、現在警察  
と交差点協議や紅葉ヶ丘の自治会の方々との協議も進めさせていただ  
いております。今のところ奈良県警におきまして、国から提示されま  
した交差点等の計画について検討していただいているところでござい  
ます。こうしたことから、沿道の三室自治会前におきまして、現在  
検討中の道路構造につきまして説明を行い、住民の方々からご意見を  
賜ってまいりたいというふうに考えてございまして、三室自治会長様  
の方にも協議の場の設定していただきたいということで申し入れを行  
なっているところでございます。

次に、五百井・興留区間でございます。道路構造の検討を進めてい  
ただいておりますが、検討による案がまとまりつつ  
ございますことから、今後地元の皆様と具体的な協議をお願いしてい  
く予定となっております。

また、第21回の「いかるがパークウェイ推進協議会」を昨年の1

2月25日に開催していただいております。協議会では国から工事の進捗状況や今後の工事予定、岩瀬橋の景観検討につきまして議論して、取りまとめをしていただきました。その結果は、いかるがパークウェイ推進協議会広報（第9号）に掲載されまして、2月1日に町内各戸に配布をされているところでございます。

また、昨年から稲葉車瀬区間におきまして進められておりました文化財の発掘調査でございます。これまで町長のご挨拶にもありましたけれども、現地説明会についてのご要望等いただいております。現在、現場は終わっておりますけれども、この度、発掘調査の結果について報告会を開催をされることになりました。

説明会は、檀原考古学研究所の主催で行なわれるものでございまして、生き生きプラザ斑鳩におきまして、3月14日（土）でございます。午前10時から12時の間で予定をされております。このことにつきましては、お知らせについては、3月号の広報いかるがに掲載させていただき予定をいたしておりますので報告させていただきます。

また、現在、国道25号の交通安全対策についてでございます。住民の皆さまや議会の方々からも、歩道の設置など現在の国道におけます歩行者等の通行に対する安全対策について、種々ご意見やご要望を賜ってまいったところでございます。国にも要望を行ってきておりました。その結果、これまで国では一定の長さの区間について、歩道設置もなされてきたところではございますけれども、未だ危険な箇所が改善されていない現状でございます。そのことから前回委員会の後でございますが、今回、国といたしまして、より積極的に危険箇所の対策について取り組んでいただくことになりました。斑鳩町内3区間につきましてまず調査から入られるということでございまして、まず1つ目の区間でございますが、龍田大橋の西側東側前後、それが1ヶ所、それと龍田神社前の信号の付近から斑鳩中央公民館の間、この間が2つ目の区間でございます。そして最後の3つ目の区間でございますけれども、斑鳩町の町営法隆寺観光駐車場から県道大和高田斑鳩線との交差点の間、この地区、3つのこの区間につきまして、まず調査をさ

れるということで、2月4日でございますが、現地の測量が行われております。この測量結果がまとまり図面等ができましたら、その結果を元に国の方で交通安全対策について、具体的な方策について検討が進められるという予定になってございます。この国の計画につきましては、町といたしましてもできるだけ、できる限り早期に対策を講じていただけるようにということで、今後、国とも十分調整を図ってまいりたいと考えておりますのでご報告をさせていただきます。

以上が、いかるがパークウェイについてでございます。

続きまして、都市計画道路法隆寺線についてでございます。現在、進めております都市計画道路法隆寺線整備工事2件でございますが、順調に進捗しているところでございまして、小吉田側の工事につきましては進捗率約80%、龍田南側の工事につきましては進捗率40%となっているところでございます。また、用地買収についてでございますが、未買収となっております国道25号との取り合い部分の1件につきましては、引き続き用地交渉にあたってございまして、今後ともご理解いただけるように努めてまいりたいと思っております。

なお、この当該の用地買収に伴います収用法に基づく手続きにかかる委託業務でございますが、物件所有者との交渉につきましては現在任意で交渉を進めさせていただけるというところでございます。交渉の場にもついでいただけるということでございますので、委託業務の発注等につきましては、来年度に繰り越して執行をしていきたいというふうに考えておりますことから、3月定例会に繰越明許費の設定をお願いする予定でございます。

以上が法隆寺線に関する状況でございます。

以上、都市計画道路の整備促進に関することについての報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

吉野委員。

吉野委員 町長さんからもありましたように、この発掘現場の建設に付随する発掘調査、檀考研でやられた結果について、今度3月に生き生きプラザで行われるということで大変期待しております。何回も私議会で発言させていただきまして、こういうことになったのは大変うれしいんですけども、やはりああいう現場っていうのは、現場そのものを見るっていうところに感激がありまして、それは終わったことですからしょうがないんですけども。もう1ヶ所発掘現場があると聞いてますけども、それはどの程度のもので、来年度のいつ頃行われるかお願いします。

都市整備課長 今、委員おっしゃっていただいております残り1ヶ所でございますが、白山神社のちょうど真正面でございます。現在まだ用地買収ができておりません。その部分につきましては、住宅の1件部分の一部ということでございますので、面積的には大きくございませんけども、ここが用地買収ができて更地になりました後に、檀考研さんの方が実施されるということでございまして、具体的に何月ということは現在決まっておらないところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

委員長 他にございませんでしょうか。  
西谷委員。

西谷委員 実はですね、私の稲葉車瀬の地域の中で葬儀がありまして、その葬儀の時にちょっとショックを受けたんは、亡くなられた方の長男の方がですね、葬儀の参列者へのお礼の中で、母が急に悪くなったのは、そのバイパスの用地にかかって、当初聞いてた路線とかわって、非常にその家を立ち退かならんような部分になって、当初の聞いていた状態と変わったにもかかわらず、町からは一切の謝罪も説明もなかったんだということを葬儀で私も聞かされて、非常にショックを受けたんですが。町としてこういうことについてどのような対応をされたの

か、ちょっと聞かせていただけますか。

都市整備  
課長 今、委員おっしゃっていただきました件につきましてでございますが、これは平成15年にですね、稲葉車瀬区間に計画買収ということで説明をいらせていただいた後に幅杭の設置ということで、現地測量に入った時に、地権者の方々1軒1軒廻らせていただきました、その時に今、委員がおっしゃっていただいたことがございました。聞いてないよというような話もございました。その後、われわれ、あるいは奈良国道の担当ですね、が、何度もお家をお伺いさせていただきました、当然具体的な説明、経緯も説明もさせていただき、ご本人さんにもですね、お母さんにも、息子さんですか、にも直接お会いさせていただいて、一切謝罪もないということでございましたけども、われわれとしては当然謝罪のお言葉もさせていただいておったところでございます、ちょっとその辺、その結果ですね、ああいう用地買収ということで合意をしていただいて、移転をしていただいたということでございますので、我々としては理解はしていただいていたというふうに認識をしていたところでございます。以上です。

西谷委員 町の方は言うてる、聞かれた長男の方が直接、皆さんがいてはる前でそういう話をされたというなかで、どっちが本当かっていうのは水掛け論になると思います。ただ、経過としてですね、当初の部分については22メートルの幅やったと思うんですが。これは家建てられる時ですね。ところが実際の工事になったら当然、工法が平面よりはこれ広うなってますから、それよりも広く事業用地がいったという、そういう説明っていうのはそのなかでされて、それでも納得されなかったんか、その辺のところはどうなんですかね。

都市整備  
課長 当時色々お話をさせていただいております、今委員おっしゃっていただいたような、影響範囲も当然広がってるというところも含めまして、すべて全部説明をさせていただきました。先ほどちょっと申し

ましたけれども、私達といたしましては、まあ国もそうなんですが、当然そういった説明をご理解をいただいたので、具体的な補償の建物の調査も、お家の中にも入らせていただいて、で、色々用地交渉もさせていただいた上です、実印を押していただく売買契約の署名をいただいたということですから、当然その経緯のなかでは十分にご理解をいただいて、そういった手続きが進んできているというふうに認識をいたしておりますので、ちょっとそういった発言があったということですが、我々としては若干認識が違うというところでございます。

西谷委員　　実際ですね、私自身は、町は説明したって言い方は、説明しても相手が納得して、伝わってなかった、説明はしたかわからんけど、相手に納得を得られてないままに、結果としては移転されたから、そりゃ納得されてるんやっていう、事務的にはそうなんかわからへんけども、人間感情としてはなかなか理解しがたい部分がある。それは、私はその説明の中で、もともとのこの22メートル、計画決定した法律そのものが、今の都市計画決定する法律とまったくずさんっていったらおかしいけど、大正時代の法律やからそうなんでしょうけど、その辺のきめの細かいね説明っていうのは、今やったら計画決定する時にちゃんと測定調査やって今みたいなこういうトラブル起こらへんわけですね。事業計画の説明やって納得して、測量杭打ってそれで計画決定するわけですよ。ところがその当時のもともとのバイパスをやった時に、旧の都市計画決定ですから、大正時代の法律で、要は極端な話で言うたら地図にさーっと線引っ張ってこれで都市計画決定したらええ、だからそういうところから今の法律が変わった中で、その狭間でこのバイパスの都市計画決定が行われているんで起こったんやけど、そういうきめの細かい説明が私は不足してたんちゃうかな、話を聞いててそない思うんですよ、だから行政側は説明した、説明したっていうのは相手に少なくとも納得してもらおうように説明、そういう努力っていうのは私は必要やないかなと思いますし、これからもやっぱりそ

の事業を進めていくんやったら、そういう説明をちゃんと、やってんのは国やし、町は直接の事業者やないっていうけど、もともとの都市計画決定やって、都市計画道路として発足したんは、町が最初のその事業の先駆けてるわけですから、その辺の説明もう少しやっぱりその事業にかかれて移転される方には説明をもう少し丁寧な、きめ細かい説明をやっぱりしてもらわんと、なかなか、今回私が聞いたような内容の話っていうのは出るんちゃうかなと。これから地域によって22メートルが広なったりするなかで、同じような問題が私は起こってくると思うんで、その辺のところはもう少しやっぱり丁寧な説明をしていただきたいなっていうことをこれはもう要望しておきます。

町 長

一応お葬式の時におっしゃったんですけども、あくる日親戚の方が、町長誠に申し訳ないと、ああいうとはわれわれも聞かされてなかったし、われわれ身近にいる親戚のもんがそういうことを言われて、我々も非常に残念がっているんだと。話が話で色々あったけれども、町長も亡くなった奥さんともお会いして、十分説明もされてご本人さんも納得された。その出られておられる息子さんがまさかああいうことをおっしゃるとはわからなかったということですね、あくる日来られまして、こういう経緯があったということは誠に申し訳ないとおっしゃって来られたわけでございます。ただまあ西谷委員がおっしゃるように、確かにそういう事情はあると思います。しかしそういう点ではご本人さん、亡くなられた方もやっぱり色々悩んでおられて、やっぱり親戚とも相談して最終的には移転場所、あの場所を物色、整理してですね、また担当の職員もやはり解体についてもいろいろなことをご相談してですね、話をしておりますので、色々と言いはあると思います。それはもう一方的に色々あると思います。ただやっぱりそういう経過っていうのは、確かに町と国土交通省、奈良国道事務所との話し合いのなかでは、色々そういう経過はたどっておりますから、ただ問題はそういう発言をされたことについてはですね、親戚の方もまったくそういうことは、我々びっくりしているということもおっし

やっていたので、われわれとしてはそういう努力はしてきたと  
っております。

委員長 他にございませんでしょうか。  
浦野委員。

浦野委員 国道25号線沿いの歩道の設置ですね、ご報告していただいたわけ  
なんですけども、建設、こういった建設委員にはまた今後の進捗状況  
とか報告願いたいなど、思いますのでよろしくお願いします。

都市整備 先ほど報告させていただきましたなかで、また測量ができましたら  
課長 それに基づいて、色々な検討が進められます。それにつきましては、  
われわれ斑鳩町といたしましても、調整も進めてまいりたいと思いま  
すので、また皆さま方に、あるいは住民の方々にですね、計画等がま  
とまりましたらお示しをさせていただいて、進めさせていただきたい  
と思います。

委員長 これにつきましては、昨年の12月議会後、また今日至る間の狭間  
における周知であったわけですから、なかなか建設の委員には伝わ  
らなかった。ただ、今後ですね、そのための書類というか、こういう  
形でまわっておりますので、まあできましたならば、各委員さんのレ  
ターケースにも入れていただいて、こういうことがありますよという  
ことを要旨なりでまとめていただいて周知していただきたいと思いま  
す。それでよろしいでしょうか。

他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、本件については一定の審査を行ったというこ  
とで終わっておきます。



次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 今西都市整備課参事。

都市整備  
課参事

それでは、J R 法隆寺駅周辺整備事業の進捗状況について報告させていただきます。

初めに駅南口の1号線整備工事でございますが、公共下水道工事、あるいは上水道工事と並行して整備工事を現在も進めております。今日まで道路北側歩道設置等の工事を行ってきておりまして、現在、進捗率は約75%程度となっております。

なお、当該工事に伴います用地取得の関係でございますが、J R 用地につきましては、構造物がおおむね施工できてきておりますことから、確定丈量の作業を行いまして、年度内にはJ R と売買契約の締結をしてまいる予定でございます。

続きまして、2号線の関係でございますが、新家地区におきましては、道路計画と並行しながら計画が進められています土地区画整理事業であります。県では線引きによる市街化区域編入に伴うヒアリングも予定されておりますことから、これら調整を図るため、近日中において地元役員会を開催できるよう、日程調整を図っているところでございます。この役員会の開催にあたりましては、具体的な整備計画作成について地元意向の確認を行いまして、また、準備組合設立に向けての取りまとめ等について協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、北口であります5号線でございますが、J R 法隆寺駅北口広場整備工事を、年明けより本格的に着手いたしてございまして、現在まで主に排水施設等の埋設工事が完了し、現在は東側歩道の工事等を行っている状況でございます。進捗率は約65%となっております。また、施工範囲となっております付近は、歩行者あるいは車両の通行も多いところでございますので、今後必要に応じて夜間工事での対応も行いながら安全対策に努めてまいりたいと考えております。

また、この北方向のこの先線につきましても引き続き、事業用地の

協力をいただけるよう、交渉を引き続き進めてまいりたいと思っております。

以上が、J R 法隆寺駅周辺整備事業の進捗でございます。

それと J R の関係となりますが、J R 法隆寺駅の駅名標が自由通路の外壁の最上部に取り付けられておりますが、位置的に高い所で、夜間では確認がしにくい面もございますことから、J R 側にこの駅名標の照明設備の検討を依頼してまいりました。このことによりまして今回、今月でございますけども、2月16日から25日の間によりまして、この照明灯の設置工事を進めていただいております。これらも併せましてご報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。ございませんでしょうか。

吉野委員。

吉野委員 今、直接周辺整備事業に関することはちょっとはずれますんですけども。私、いつか本会議で発言いたしました、車道と歩道と区別している鎖の件で、先日、だいぶ前なんですけども、行きましたら、鎖がこう1本取れてまして、皆さんつまづくこともなくまたいでいっておいりましたんですが、あれは役場の方でやられたんですか、それとも誰かが取ったんでしょうかね。

都市整備課参事 われわれも、鎖の件について、現場も確認しておるところでございます。最近鎖と支柱との取り付け金具が誰かわかりませんねんけども、これ取りはずして盗むかどうかあれですねんけども、近所の方にお聞きすれば、最近若い子ベルトによろ取り付けてる金具、そういった形で若い子が外してるの違うかなと、そういうふうなことも現場で伺っておりますので、われわれも発見次第、早急に復旧しているという状況でございます。今後も現地を見ながら、あるいはまた場合によっては昼、現在現場も行っておりますので、周辺のパトロールいたします。

んか、ちょっとそういった目で全体的に見廻ってみたいと思っております。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 本件についても、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、2. 3月定例議会提出予定議案、(1)町道認定及び路線変更について、理事者の説明を求めます。

加藤建設課長。

建設課長 それでは、3月定例議会提出予定議案として(1)町道認定及び路線変更について、ご説明させていただきたいと思えます。

配布していただいております資料2によりましてご説明をさせていただきます。

今回、開発道路の帰属等によります10路線の認定と、JR法隆寺駅周辺整備事業等にかかる2路線の延伸に伴う路線変更をお願いするものであります。なお、後ほどご説明申し上げますが、JR法隆寺駅周辺整備に伴う2路線について、事業の進捗状況から3月議会に合わせて上程し、認定をお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず1枚目の管内図にそれぞれ12路線の位置を示しております。それでは整理番号順に各路線のご説明をさせていただきますので、次のページをご覧くださいと思います。

まず、整理番号1番、町道189号線でございますが、法隆寺西3丁目1430番9先を起点とし、法隆寺西3丁目1430番8先を終点といたします延長32.6m、最大幅員13.4m、最小幅員6.0mで都市計画法の29条によります開発道路として、町に帰属を受

けた道路でございます。

次に、2番、町道190号線でございますが、龍田1丁目1664番2先を起点とし、龍田1丁目1664番10先を終点といたします延長95.3m、最大幅員9.4m、最小幅員6.2mで都市計画法の先ほどと同じように29条の開発道路として、町に帰属を受けた道路でございます。

次に、3番、町道191号線でございますが、龍田北1丁目1697番3先を起点とし、龍田北1丁目1644番1先を終点といたします延長161.5m、最大幅員18.9m、最小幅員6.0mで都市計画法の29条によります開発道路として町に帰属を受けた道路でございます。

次に、4番、町道3008号線でございますが、阿波2丁目25番23先を起点とし、阿波2丁目25番25先を終点といたします延長29.4m、最大幅員9.7m、最小幅員5.2mで都市計画法の29条によります開発道路として町に帰属を受けた道路でございます。

次に、5番、町道3009号線でございますが、興留9丁目390番3先を起点とし、興留9丁目388番3先を終点といたします延長40.5m、最大幅員4.8m、最小幅員4.1mでJR法隆寺駅周辺整備事業によります道路でございます。

次に6番、町道4047号線でございますが、町道403号線交点を起点とし、興留4丁目228番1を終点といたします延長38.6m、最大幅員11.1m、最小幅員6.2mで都市計画法の29条によります開発道路として、町に帰属を受けた道路でございます。

次に7番、町道4048号線でございますが、町道403号線交点を起点とし、興留4丁目228番14を終点といたします延長32.3m、最大幅員10.7m、最小幅員6.2mで、都市計画法29条によります開発道路として、町に帰属を受けた道路でございます。

次に8番、町道4049号線でございますが、町道403号線交点を起点とし、興留4丁目281番4を終点といたします延長101.0m、最大幅員11.5m、最小幅員6.2mで都市計画法の29条

によります開発道路として、町に帰属を受けた道路でございます。

次に、9番、町道4050号線でございますが、目安北2丁目305番3先を起点とし、目安北2丁目305番8先を終点といたします延長105.8m、最大幅員13.1m、最小幅員6.0mで都市計画法の29条によります開発道路として、町に帰属を受けた道路でございます。

次に10番、町道4051号線でございますが、稲葉車瀬2丁目515番3先を起点とし、稲葉車瀬2丁目515番12先を終点といたします延長62.9m、最大幅員13.2m、最小幅員6.2mで都市計画法の29条によります開発道路として、町に帰属を受けた道路でございます。

次に、変更する2路線について、まず11番、町道424号線でございますが、起点の変更はございませんが、終点を興留9丁目499番9先から興留9丁目538番1先に変更し、延長を162.5m延伸し、613.8mに、また最大幅員を7.3mから16.2mに変更するものでございます。JR法隆寺駅周辺整備事業によります道路でございます。なお、今申し上げました延伸部分の西側の、誇線橋の下の町道424号線にすでに含まれている部分でございますけど、ここが交互通行となりますことから幅員が広くなり、区域の変更を伴ってくるものでございます。それと合わせて法隆寺駅の北口の5号線の町道312号線、これにつきましても幅員が広がりますことから、区域の変更も必要となってくるわけなんですけど、この辺のところ事業の進捗状況から3月議会に合わせて上程させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に12番、町道4046号線でございますが、起点は変更ございませんが、終点を法隆寺南1丁目1369番2から法隆寺南1丁目1368番8に変更し、延長を28.9m延伸し、59.3mに変更するものであります。建築基準法の位置指定道路として町に寄付を受けた道路でございます。以上、3月定例議会に上程を予定しております町道認定について、路線の説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

浦野委員。

浦野委員 道路の幅員なんですけども、4 m道路、さっきも幅員が3.7でしたかね、4 m切れる3.7という幅員があったと思うんですけども。4 m幅ですと、なかなか電柱とかまた側溝とかの関係で、車両の交差がなかなかしにくい、まあ今バックミラーが横に開いてますんで、よけいそうなんですけども、道路の幅員はやっぱこれから5 m以上でないと道路としての機能はなかなか果たせないかなと思うんですけども。建築基準法とか開発の関係とか色々法律の問題もありますけども、まあ役場の指導する立場として、またこれから認定道路が色々増えてくるかと思うんですけども。道路幅員についての考え方についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

建設課長 申し訳ございません。先ほど私の方から、今、おっしゃってるのは路線11番の、整理番号11番の幅員についてお配りしております資料については3.7 mとなっております。私口頭では7.3 mという説明をさせていただきました。図面が間違っております。誠に申し訳ございません。最小幅員は7.3 mでございます。それと今、道路の幅員についておっしゃっていただいています。確かに電柱等があることによって非常に車、車両の通行も不便ですし、また歩行者も非常に危険な状況にある道路も非常に多くあります。基本的には町道としては道路上にできるだけそういった障害物、電柱等は設置していきたくないというところが本音でございます、できる限り隣接します民地の方があれば、そういう場所があれば、そちらの方にできるだけ建てていただきたいというような考え方でおりまして、やむなく民地等で確保できないということであれば、できるだけ道路端、できるだけ道の端に寄せて設置していただいているというふうなことできておりま

す。そして、おっしゃっていただくように電柱につきましては、電気通信法とかそういった部分で占用申請ができれば建てさせなければいけないという部分もございますんで、民地等がなければ道路上に設置せざるを得ないということになりますけども、できるだけ委員おっしゃっているように、そういった場所があれば、そういった場所があればそちらの方で立てていただくようなことで、お願いをしていきたいというふうに考えております。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、以上、3月定例議会に提出予定の議案につきまして、あらかじめ説明を受けたということで終わっておきます。

次に、3. 各課報告事項について、報告を受けることといたします。まず初めに、(1)平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について、理事者の報告を求めます。

加藤建設課長。

建設課長 それでは各課報告事項(1)平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について、まず建設課所管に係ります部分について、ご説明を申し上げます。

資料の3をご覧いただきたいと思います。建設課所管に係ります平成20年度一般会計補正予算についてでございますが、第7款土木費、第2項道路橋りょう費、事業名道路新設改良費で、繰越明許費補正として3,590万円を翌年度に繰り越すものでございます。

その内容についてでございますが、まず町道405号線、これは国道25号線から小吉田、吉田寺前を南下します通称当麻道でございます。それと町道460号線、これはいかるがパークウェイとの取り合い道路として整備を行います白山神社西側の南北の町道、それと稲葉

車瀬2丁目地内の道路、これは休日診療所西側の南北の道路、この3路線につきまして、現在地権者と用地買収に係る調整を行っているところでございまして、町道405号線については用地費と工事請負費、他の2路線につきましては、次年度、これに係る予算を、他の路線につきましては、工事費を次年度に繰り越しをさせていただくものをございます。

以上、建設課所管に係ります一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

委員長 藤川都市整備課長。

都市整備課長 続きまして、都市整備課所管に関するものについて説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。第7款土木費です。国庫支出金でございますが、法隆寺線に关します交付金が当初より多く交付されたことによりまして、土木費補助金といたしまして27万5千円の増額補正をお願いするところでございます。

次に、第17款寄附金では、ふるさと納税制度によりましてご寄付いただきましたもののうち、都市計画費に充当させていただくものとして、11万円の増額補正をお願いするものがございます。

次に、歳出でございます。第7款土木費では、公共下水道事業への支援といたしまして、516万8千円の増額をお願いすることとしております。後ほど公共下水道事業特別会計補正予算にて詳しく説明させていただきます。

最後になりますけれども、繰越明許費の補正でございます。都市計画費では法隆寺線整備事業におきまして、主に委託料といたしまして1,060万5千円の繰越をお願いする予定といたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、都市整備課所管に関する説明とさせていただきます。



委員長

川端観光産業課長。

観光産業

それでは、観光産業課所管に係りますご説明を申し上げます。

課長

まず、第5款農林水産業費、第1項農業費、土地改良事業費でございます。土地改良事業への支援で、町単独土地改良事業補助金といたしまして、650万円を増額させていただく予定であります。

また同じく第5款農林水産業費、第1項農業費、事業名土地改良事業への支援で繰越明許補正として1,050万円を翌年度に繰り越すものでございます。その内容についてであります。東里地区の毛無池の受益農地の用水不足を解消するため、下流溜池から池水をポンプアップして、不足する用水を農地を補給する土地改良工事を、斑鳩町の事業として、地元で実施すべく計画されておりましたが、実施に向けての詳細調査の結果、工事費が不足するとの結論となりました。地元としては21年産米の作付けになんとか間に合わせたいという強い要望があるため、工事費の不足分の補正を行い続いて20年、21年度で工事することから翌年度に繰り越しさせていただくものであります。

続きまして、第5款農林水産業費、第1項農業費、事業名が農道等の整備であります。繰越明許補正としまして800万円を翌年度に繰り越しするものでございます。その内容につきましてでございますが、幸前1丁目地内で、秋葉川から国道25号線に抜ける農道の整備を計画しておりますが、一部地権者との交渉及び地元内での調整が現在も行っておりますことから、翌年度に工事費であります。繰り越しさせていただくものでございます。

以上が、観光産業課に係ります。現在予定しております一般会計補正予算でございます。よろしくお願いたします。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( な し )

委員長

次に、(2)平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、報告を求めます。

谷口上下水道部長。

上下水道  
部長

それでは、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)(案)についてご説明をさせていただきます。お手元の資料4をご覧くださいませでしょうか。

平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)(案)の資料でございます。

まず、既定の歳入歳出予算の総額から1億1,679万1千円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ14億6,863万9千円とするものでございます。

内容について、ご説明をさせていただきます。まず、歳入でございます。接続件数の見込み数90戸の減によりまして、第1款分担金及び負担金の下水道事業加入負担金で900万円の減額、第2款使用料及び手数料の下水道使用料で136万1千円を減額するものでございます。その主な理由といたしましては、龍田西汚水幹線工事の完了期日を当初、平成20年6月でありましたものを、平成21年1月末に延長したことにより、龍田西3丁目地域の接続戸数が見込めなくなったことが主な理由ということでございます。次に、第3款国庫補助金では、首都圏近郊整備地帯等事業補助率の差額補助金を受けることによりまして、288万7千円の増額、第4款繰入金では、歳入歳出の差し引き516万8千円の増額、また、第6款諸収入では、消費税還付金の額の確定によりまして171万5千円の増額、第7款町債につきましては、公共下水道事業債で1億1,700万円の減額、流域下水道事業債で80万円の増額、差し引き1億1,620万円の減額をお願いするものでございます。

次に、歳出でございます。資料4の裏面をお願いいたします。

第1款公共下水道費では、施設管理費で接続の件数見込みの減から、県へ支払います汚水処理費でございます流域下水道維持管理負担金が減となりますことから、負担金補助及び交付金で62万3千円の減額、下水道新設改良費では、事業の執行残により委託料で3,300万円、工事請負費で6,000万円、補償補填費及び賠償金で2,400万円の合計1億1,700万円の減額を、また、第2款流域下水道費では、流域下水道事業市町村負担金の額の確定によりまして、負担金補助及び交付金で83万2千円の増額をお願いするものでございます。

次に、資料の2枚目をお願いいたします。繰越明許費でございます。公共下水道費の汚水処理施設交付金事業の執行に伴います残額から、平成21年度に整備を予定しております区域のうち、龍田2丁目地内及び神南3丁目地内の面整備を前倒しし、先行して年度内に工事の発注を予定しており、工事請負費で繰越明許をお願いするものでございます。内容につきましては、第1款公共下水道費、第2項下水道新設改良費、事業名、公共下水道事業（第11処理分区2工区－5・第12処理分区4工区－4）で金額1億円を予定いたしております。

最後に、地方債補正でございます。歳入で公共下水道事業債を減額及び流域下水道事業債を増額補正することに伴いまして、限度額の変更をお願いするものでございます。内容につきましては、公共下水道事業で、限度額7億2,820万円を6億1,120万円に、また、流域下水道事業で1,860万円を1,940万円に変更のお願いをするものでございます。

以上、3月議会定例会に上程を予定いたしております、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

（ な し ）

委員長 次に、（３）斑鳩町町営住宅入居申込みの状況について、報告を求めます。 加藤建設課長。

建設課長 それでは（３）斑鳩町町営住宅入居申込みの状況についてでございます。町営住宅の入居の募集についてであります。本年１月の広報におきまして、長田団地Ａ棟３０４号室１戸、長田団地Ｂ棟１０２号室と２０１号室の２戸、目安北団地２０２号室の１戸、合計４戸の入居者の募集を行い、現在申込者の申請書類に基づく実態調査を実施しております。申し込みの状況でございますが、長田団地Ａ棟３０４号室には２名、長田団地Ｂ棟１０２号室には６名、同じく長田団地Ｂ棟２０１号室には５名、目安北団地２０２号室には６名の申し込みがございます。現在実態調査を実施中でありまして、終わりましたら公開抽選を行い、入居者を決定していく予定でございます。

以上、（３）斑鳩町町営住宅入居者の募集についての報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

浦野委員。

浦野委員 入居者の募集はそれで報告聞いたわけなんですけども。ちょっと関連してですね、長田団地なんですけども、入居者が高齢化されておりました。ちょっと一部の高齢者の方から、時代が経ちますと我々も歳とってきますと。今バリアフリーとか言われてますけども、エレベーターの設置はできないんでしょうか、というふうなことを先般言われてましてですね、加藤課長に申し上げたと思うんですけども。その後色々また研究していきますということやったんですけども、なにか得策とかはないんですか。

建設課長

エレベーター等バリアフリー化の問題でございますけども、これは長田団地に限らず目安北を除きます住宅について、そういった対策を講じていかなければならないという風な考え方でおりますけども、前回も申しあげました、浦野委員に申しあげましたように、既存の長田団地の建物でエレベーター設置というのは非常に難しいという部分もございますんで、それ以外の対策となればエレベーターにこだわることになれば、かなりの住宅の改修なり行っていかなければならないという点がございまして、非常に費用が高くつくということもございまして。そういった部分も含めて既存の建物でバリアフリー化をできることについては、あまり大きく変えるものはないのかなというふうには考えております。ただ、まあ3階に現在お住みでございまして、そういった方が高齢者で階段昇り降りするのに非常に大変ということであれば、1階が空けばそういった部屋の交換、変わってもらうということも、そういう対応もできますんで、そういった対応も一つの方法かなという風に思っております。ただ基本的に抜本的にバリアフリー化するということになれば、かなりの改修をしていかなければならないのかなという風に思っております。現在の既存の建物では非常に難しいかなという風に考えております。

委員長

よろしいでしょうか。他にあれば。

( な し )

委員長

ないようですので、次に、(4)土砂災害警戒区域の指定について、報告を求めます。

加藤建設課長。

建設課長

それでは(4)土砂災害警戒区域の指定について、ご説明なりご報告をさせていただきます。資料5に基づきましてご説明をさせていただきます。

まずはじめに、1枚目につけさせていただいております土砂災害防止法の概要について、簡単にご説明をさせていただきたいというふうに思います。この土砂災害防止法、正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」と申しますが、この法律は平成13年4月に施行されまして、全国の約52万箇所あるとされている、土砂災害が発生する可能性がある危険な区域を明らかにし、日頃から備えと、いざという時に避難場所にすみやかに避難していただくとするものであり、言い換えますと住民をソフト面から守っていくことを目的とした法律であります。

法律を制定をされるきっかけとなったのは、平成11年の広島土砂災害でありまして、特徴としては土砂災害の危険性があることを知らずに住んでおられ、被害にあった新興住宅地の被害や、一人で避難できない高齢者や障害をお持ちの方などの要援護者の被害が目立っておりまして。このため国では、土砂災害の危険箇所に対して対策工事を行う、いわゆるハード対策に加えて、住民の命を守るために、避難を促進するためのソフト対策を並行して行う必要があるという反省に立って、この土砂災害防止法を制定されたところであります。

奈良県の土砂災害の発生につきましては、ご存知のように昭和57年の大雨以降、人的な被害は発生しておりませんが、ご存知の通り昨今の雨の降り方を見ても、いつ土砂災害が起きるかわからない状況であります。こういったことを踏まえて、奈良県では平成19年度から、危険性と避難の必要性を知っていただくため、土砂災害防止法に基づいて、土砂災害警戒区域を指定されることとなりました。県内の状況につきましては、現在、約8,200箇所の危険箇所があり、平成19年度から22年度までの4年間に、県下の全ての危険箇所に土砂災害警戒区域として指定を行う予定であると聞いております。なお、郡山土木管内では約500箇所となっております。斑鳩町域では、お配りしております資料の2枚目以降になりますけれども、土砂災害警戒マップのところに落としていますように、土石流の危険箇所は16箇所、それと急傾斜地の危険箇所は10箇所の合計26箇所が危

険箇所として区域指定される見込みであります。

資料の一枚めくっていただきました部分は、全体の位置図でございまして、その後にそれぞれの地域ごとの拡大した写真が掲載されています。それから今回この指定に至りますまでに、すでに奈良県におきましては調査が行われておりまして、平成16年12月にその調査結果に基づく土砂災害危険箇所が発表されております。当町におきましては平成19年度に斑鳩町洪水ハザードマップを策定いたしまして、浸水想定区域と合わせて土砂災害の危険箇所も掲載し、各戸配布を行い、住民の方々に周知しているところでございます。

その当時の県の調査は航空写真により地形測量を行い、危険区域を定められたものでございますが、今回の調査はそのデーターを基に更に詳細に調査するため、現地におきまして沢筋やがけ地の状況を確認する調査が行われております。

当町ではこの調査は、平成19、20年度の2ヶ年で実施されておりまして、平成21年の本年1月27日に中央公民館におきまして、24の関係自治会に対しまして、調査結果の説明会が県よりこの資料によりまして、説明されたところでございまして、町もオブザーバーとして出席いたしておったところでございます。なお、この住民への説明会等につきまして、県との調整や地元対応等から議会への報告が遅れましたことにつきまして、まことに申し訳なく思っております。

今後の町の取り組みといたしまして、土砂災害警戒区域の指定をされましたら、土砂災害の恐れのある区域はさらに明確、詳細になりますことから、地域防災計画の警戒避難体制の整備や各家庭にすでに配布しております洪水ハザードマップを改定し、より詳細な危険区域を記載し、住民の皆さんに危険箇所や避難場所等の周知を諮ることにより、防災意識の向上に努めてまいりたいという風に考えております。

以上(4)土砂災害警戒区域の指定について、の説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい

たします。ございませんでしょうか。

( な し )

委員長 これに関しましてはですね、先日、自治会の方から1月27日に説明があったということで、議員の方周知されていないということで、今回の委員会で資料も提示させていただいたんですけども、1月の27日の説明会で、地元の説明会されたときの、地元の方の何かご意見とかいう、何かありましたでしょうかね。それについてちょっとお聞きしたいと思います。 加藤課長。

建設課長 実際、当日は23の自治会から55名だったと思いますけども、ご出席をいただいております。直接この土砂災害に係わる質問等もございましたけども、他の部分が非常に多かったかなとは認識しております。ただ、基本的には自分の財産がこういう形で区域に指定されることについては、やはりそういった土地の価値とかその辺のところ非常に心配されているのかなという風には思います。ただ、県がこういう説明会を開催していったわけなんですけども、やはり町と連携してしっかりとそういった防災意識の向上につなげていってほしいというような建設的な意見もいただいております。初めてこう見られて、以前平成16年のハザードマップを知っておられる方もおられますし、その辺とある程度合致する位置ばかりですので、色々いただきましたけれども、法律ですんで、できるだけそういった事態がおこりましたら、スムーズに対応していただけるようなことで私どもはお願いしたところでございます。

委員長 これにつきましては、地元自治会ということで関係する機関の方お集まりいただいたということで、今後計画を進めるにあたってですね、その経過、またわかりやすい細かい説明をしていただいて、また誤解のないように、いい計画ですので今後よろしく願いしておきます。



他にありますでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、他に理事者側から何か報告しておくことはございませんでしょうか。

川端観光産業課長。

観光産業課長 今週の20日、21日、22日と3日間にかけて、法隆寺観光自動車駐車場のところで、びんきり市と言いますが、フリーマーケットを中心として、また毎年ですけれど、斜里町の方から北海道の物産展を行いますので、チラシ等は観光協会の方に配布してもらっていますが、皆さんこういうことをやっておりますので、のぞきにきていただければいいかと思えます。以上です。

委員長 はい、わかりました。

他にないようですので、以上、各課報告事項については、終わります。

続いて、その他について各委員より質疑、ご意見等があればお受けいたします。

西谷委員。

西谷委員 先ほどの私のバイパスの分についての町長の答弁で、ちょっと確認だけしておきたいんですが。長男の方はああいう風におっしゃったけども、親戚の方があくる日に町長のところに来られて、謝罪されたっていう風な感じでとったんですか、そうなのかどうかっていうことと、それと、その方っていうのはどなたなんですか。というのは、亡くなられた方の、町の対応について不満言われたんは長男やし、あとはその娘さんがあれ喪主されてたと思うんですね。その2人のどちらかが言われたわけではないんですよね。違うんですか。

町 長 親戚の方でございますから、その2人でないことは事実でございます。親戚の方、お名前は喜多宏さんからあくる日来られて、町長の元に謝罪っていうのも、結局我々そういうことは聞かされてなかったと、そういう最後にね、そういうことをおっしゃることをまったくわれわれは関知させてくれなかったと。前のお通夜の時も実は地元の方々に、何か持って帰ってもらおうかということについても、まったくその関係も言わなかって、地元が大変苦勞したんやということもあって、えらい迷惑かけたという話もされたと。そのときにも西谷委員も受付でおられたわけですから、そういう困難もあったことも事実であらうと思っております。

西谷委員 本人さんやなかったらいいんです。私が聞いてたんで、結局稲葉、地元の方がほとんど葬儀におられましたんで、そのことを聞いておられますんで、私も今年から自治会長になりましたんで、聞かれた時に答えられないので、ちょっと参考のために聞かせていただきました。結構です。

委員長 他にございませんでしょうか。  
吉野委員。

吉野委員 2つお願いします。1つはこれも本会議の時に言わせてもらった件なんですけども、笠町と昭和町との境界のあたりのゲリラ豪雨による水つきの件なんです。関電から下りてきまして、国交省の宿舎の間あそこが一番低いところは、またいつでも水がつくという状況になっておりまして、地域の方々から、発言してくれたんですけどもどういふ結果なのかと、早くなんとか対応してもらいたいというお話がありまして、あそこには集合住宅、かなり笠町の自治会員さんなんですけども、集合住宅がありまして、あそこに何十戸という集合住宅ですので、そこから水がつかますと、1 m以上の水がつかますので、出入りができ

なくなってしまうと。それから最近また新築して一戸建て住宅が出来ておりまして、すでに入居しております。この方々はおそらくあそこに水がつくっていうことを知らないで入居されたんだろうとは思いますが、なるべく早く手を打って、恐らく排水機能を高めるっていうことしか工事としてはないんだろうと思いますが、この工事の予定ですね、どんなことになっているのか。それからもう一つは緑地公園、河川敷の緑地公園の件なんですけども。私ども70代、80代の者がグランドゴルフを週に2回やるんです。そうしましたら去年から今年にかけてお二人の方が皆さんに迷惑をかけるからやめときますと、こういう風な話が出ておりまして、私どもの年齢になりますと健康維持のための、体を鍛えるためのというふうなものではございませんで、そこへ皆さんで集まって話をしたり、多少運動的なことをするという程度のことが主な健康維持っていうか、なんですけども。あその階段ですね、やっぱりここはもう降りられないと、だから参加できないんだという人が増えてきまして、いやー私らもゆっくりゆっくり補佐して落ちないようにしていきますのでって言うと、それでも迷惑かけるからやめときますわと、こういう悲しい状況になってきまして、若い方、50代、60代の人には恐らく分からないんだろうと思うんですけど。ずーっとむこうのスロープまで行ってぐるっと回ってこいと言われると、やっぱりそれじゃあやめとしましょうということになります。若い人であっても階段は30段ですけども、コンクリート上から落ちたら大けがするだろうと思います。その辺もう一度なんとも考えてもらえないかということと、地域ではもう一回役場に来てもらってお願いしましょうやということになってますんで、それも一つお願いしたいと思います。それからグランドゴルフやる場合の場所の草刈りなんですけどね。草を刈って刈ったままにしておく状況ですけども、あれをなんとかこうグランドゴルフやるどころ、あるいは皆さんがよく歩かれるところだけでも、草を集めるか処理をしてもらえるような契約にならないのかどうか、その点2つお聞きしたいと思います。

建設課長

1点目の昭和町、笠町の大雨時に対応するための件でございますけれども、おっしゃられていたように、その地域のおっしゃられている部分につきましては、清掃等は実施していったるところでございます。ただその地域だけじゃなしに、町長よく申されてます時間雨量46ミリ、50ミリとなれば、なかなか管自身の径を変えていかないととても排水能力がもたないという状況にあると思いますので、そういうことになればかなりの事業費、期間等も必要になってくると思いますので、そのいつ頃ということについては、今返事的には申し上げられないかなという風に思います。ただ先ほども土砂災害の中でご説明、お話をさせていただきましたように、いきなり的大雨による溢水とそれから水没等、床下浸水等、実際起こっておりますので、その水害対策については町の予算の中で対応できるように配慮していきたいという風には考えております。以上です。

委員長

藤川都市整備課長。

都市整備  
課長

まず、昭和団地の前の大和川緑地公園でございます。グランドゴルフへ行くための進入路ということでございます。以前にもお答えをさせていただきましたとおり、堤防から河川敷までの高低差につきましては、それをスロープで降りていこうといたしますと、相当な距離が必要でございます。短い距離で簡単に降りようとしますと、非常に危険が伴います。従いまして、相当の延長のスロープが必要になってきますので、今現在ございますスロープをご利用していただくことが、一番最善のルートかなという風に思っておりますので、新たにスロープを設置するということは現在のところできないというところがございます。

また草刈りでございますが、草刈りにつきましては、一応刈ってその場に処分ということで、持ち出しは行っておらない現状でございます。この草につきましても数日間でやはり枯れて、土にすぐ戻るわけではございませんが、一定の地面になっていくというところがございます。

まして、今後ですね、今後草刈りの後の処分ということで、持ち出し処分ということでの今、計画はしておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

吉野委員 来年度もまた同じような状況で草が、グラウンドゴルフやる場合は、自分たちで草を、刈った草を整理してからやるってことになるでしょうね。それはまあ勝手に整理するってことになるんですけど、それはまあそういうことにならざるをえないのかなと思います。できれば例えば草の処理、多少の予算でできるのであれば、契約時にそういうことをやってもらってもいいのかなとは思いますが、以上、住民の皆さんのご希望を述べさせていただきました。以上です。

都市整備課長 一部分の草だけを処分するという事は、なかなか難しい状況でございますので、なんとかご理解を賜りたいと思います。

委員長 その他につきまして何かございせんでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。

( 午前10時36分 閉会 )